

# 熊本地震において被災されました事業所の方へ

今般、被災事業所への特例措置が厚生労働省から発出されましたので、お知らせいたします。

## I. 掛金等の納期限の延長について

当厚生年金基金では、今回の地震で被災した地域（熊本県全域、平成28年4月25日現在）に所在し基準以上の被害を受けた事業所様の平成28年3月以降の掛金等につきまして、納期限を延長することとしましたのでお知らせします。

この納期限の延長措置は、災害などにより掛金等の支払が困難になった場合の法令に基づく特例措置です。

具体的な納期限の延長期間は「災害がやんだ日」として当厚生年金基金が定める日から2ヶ月以内の日となりますが、この延長措置後の納期限につきましては別途、災害の復旧状況等を踏まえお知らせします。

## II. 掛金等の納期限の猶予について

納期限の延長の取扱いが終了した場合は、延長後の納期限までに、掛金等を納めていただくこととなりますが、引き続き掛金等の納付が困難な状況である場合は、さらに掛金等の納付を猶予することができます。

納付の猶予をご希望の場合は当厚生年金基金までご連絡ください。

※ 特例措置に該当されるかについては基準がございますので、ご不明な点や相談がございましたら下記にお問い合わせください。

○お問い合わせ先

〒103-0024

東京都中央区日本橋小舟町13-7

東京薬業厚生年金基金 年金業務部 適用課 ☎03(3667)5814